

宗像市運送事業者燃油高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、原油価格高騰による経費の増加を取引価格に転嫁することが困難な運送事業者に対し、原油価格高騰の影響を緩和し、事業の継続を支援するために予算の範囲内で交付する宗像市運送事業者燃油高騰対策支援金（以下「支援金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路運送事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）

イ 一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）

エ 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。）

オ 前アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(2) 運送事業者 市内で道路運送事業を営み、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項に定める収益事業を行っている者、かつ、特定非営利活動促進法第2条第3項の認定特定非営利活動法人でない者

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年12月1日時点で市内に事業所又は店舗を有する運送事業者で次の各号をすべて満たすものとする。

(1) 令和4年12月1日時点で道路運送事業に必要な許可等を有する者

(2) 申請日時点において市内で道路運送事業を継続しており、かつ、支援金の交付を受けた後も、市内で道路運送事業を継続する意思を有する者

(3) 宗像市税に滞納のない者

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人

- イ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち性風俗関連特殊営業に係る営業を営む者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- オ その他支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者
（交付対象車両及び交付額等）

第4条 支援金の交付対象とする車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象者が営む道路運送事業の用に供するため、令和4年12月1日時点で所有又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用する車両とし、交付額は交付対象車両の数に応じて別表のとおり算定する。

2 道路運送事業に必要な許可等を令和4年5月1日から令和4年12月1日までに取得した場合の交付額は、前項で算定する区分ごとの交付額に許可等取得月から令和5年3月までの月数を乗じ、12ヶ月で除して算定する（千円未満切り捨て）。

3 支援金の交付は、一の交付対象者につき1回限りとする。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、宗像市運送事業者燃油高騰対策支援金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 宗像市運送事業者燃油高騰対策支援金申請に係る宣誓・同意書
- (2) 宗像市運送事業者燃油高騰対策支援金交付対象車両一覧
- (3) 運輸局からの自動車運送事業の許可書または更新許可書等いずれかの写し（貨物軽自動車運送事業にあっては届出書の写し、自動車運転代行業を除く。）
- (4) 公安委員会からの自動車運転代行業の認定証の写し（自動車運転代行業に限る。）
- (5) 交付対象車両全ての写真（車体のナンバーが写っているもの。自動車運転代行業にあっては車体のナンバー及び車体に掲示する認定番号が写っているもの。）
- (6) 交付対象車両全ての自動車検査証の写し（二輪の軽自動車を除く。）
- (7) 交付対象車両全ての軽自動車届出済証の写し（二輪の軽自動車に限る。）
- (8) 履歴事項全部証明書の写し（直近3ヶ月以内に発行されたもの、法人に限る。）
- (9) 本人確認書類の写し（個人に限る。）
- (10) 市内に事業所等があることが確認できる書類の写し
- (11) 通帳の写し（申請者名義（法人にあっては法人名義）のものに限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金の交付の可否を決定し、その旨を通知するとともに、支援金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）にあつては、併せて額の確定を行うものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、市長が必要と認めるときは公的機関に対し照会をかけることができるものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な行為により支援金の交付決定を受けたと認められるときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を交付決定者に通知しなければならない。

（支援金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期間を定めて、支援金の返還を命じることができる。

（実態調査等）

第9条 市長は、交付決定者に対し、交付決定後にあつても、この支援金の交付に必要な範囲内において、実態調査等を行うことができる。

（証拠書類の保存）

第10条 交付決定者は、支援金の交付に係る関係書類を支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第8条、第9条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	1台あたり 交付額	自動車検査証または軽自動車届出済証の記載事項				
		自動車の 種別	用途	自家用・ 事業用の 別	使用の本 拠の位置	使用者の 氏名又は 名称
貨物自動車運 送事業	117,000円	普通	貨物、特種、 乗用	事業用	宗像市内 の住所で あること	交付対象 者と一致 すること
	21,000円	小型				
	15,000円	軽自動車	貨物、特種、 乗用、軽二 輪			
一般貸切旅客 自動車運送事 業	38,000円	普通 小型 軽自動車	乗合			
一般乗用旅客 自動車運送事 業	38,000円		乗用			
自動車運転代 行業	22,000円		自家用			

備考

- 1 被けん引車は対象外とする。
- 2 自動車運転代行業にあつては登録車両（随伴用車両）に限る。